

館山市無電柱化推進計画

令和5年7月

館山市

目 次

1. 計画の目的
2. 無電柱化の意義
3. 計画の位置づけ
4. 無電柱化の推進に関する基本的な方針
 - 1) 館山市における無電柱化の現状
 - 2) 今後の取り組み方針
5. 無電柱化推進計画の期間
6. 無電柱化の推進に関する目標
7. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 1) 無電柱化の整備手法
 - 2) 既存ストックの利用
 - 3) 占用制限制度の適切な運用
 - 4) 関係機関との連携強化
8. 無電柱化に関する施策を総合的、計画的かつ
迅速に推進するために必要な事項
 - 1) 無電柱化情報の共有
 - 2) 広報・啓発活動

1 計画の目的

道路上の電線、電柱は景観を損なうだけではなく、大規模地震や大型台風等の災害においては、電柱の倒壊によりライフラインが遮断されるだけではなく、緊急車両の通行を妨げ、救援物資の輸送や医療救護活動、復旧作業にも大きな支障が生じています。

このような現状を踏まえ、無電柱化を推進していくための取り組みとして、平成28年（2016年）12月に「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が施行され、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進における国、地方公共団体、関係事業者の責務が定められました。

また、同法律では、無電柱化推進計画の策定を国に義務付け、都道府県、市町村には努力義務として位置づけるなど、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することが示されています。

無電柱化法の施行を受け、国は「無電柱化推進計画（※1）」を平成30年（2018年）4月に策定し、また、千葉県においても「千葉県無電柱化推進計画」を令和2年（2020年）3月に策定しました。（※1）「令和3年（2021年）5月改定」

館山市では、令和元年房総半島台風【台風第15号（2019年）9月】の際には、市内で多数の電柱が倒壊し、広域的に交通機能の阻害や長時間の停電、通信障害を引き起こし、甚大な被害を受けました。

このような背景から、台風被害の教訓と、近年、頻発化・激甚化している大規模地震への備えとして、防災力の強化や歩行者の安全性・快適性の確保、良好な景観形成に向けて、無電柱化事業に取り組んでいくための計画として「館山市無電柱化推進計画」を策定するものです。

令和元年房総半島台風による電柱の倒壊



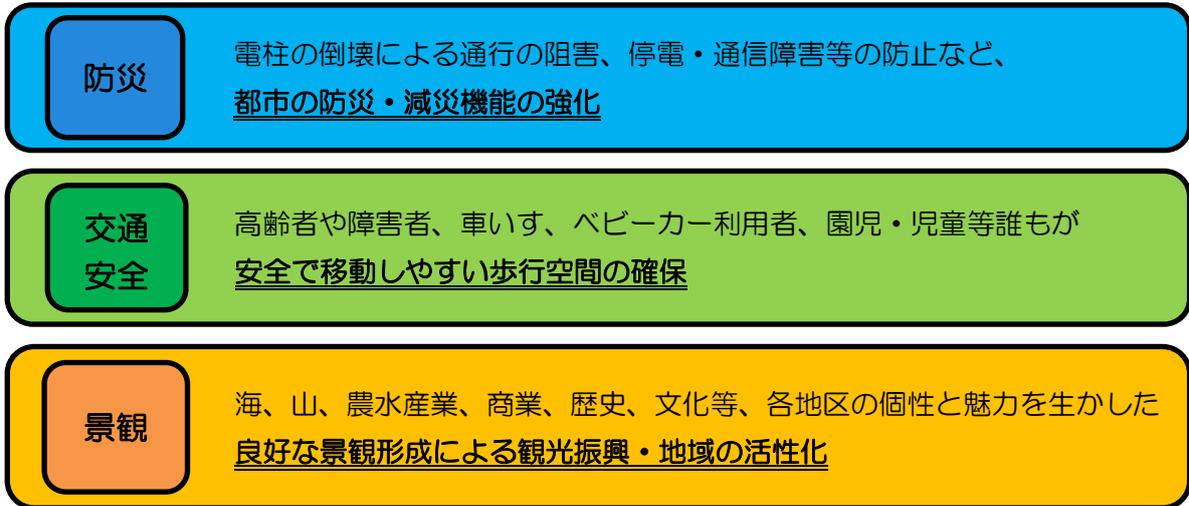
館山市船形地内



館山市伊戸地内

2 無電柱化の意義

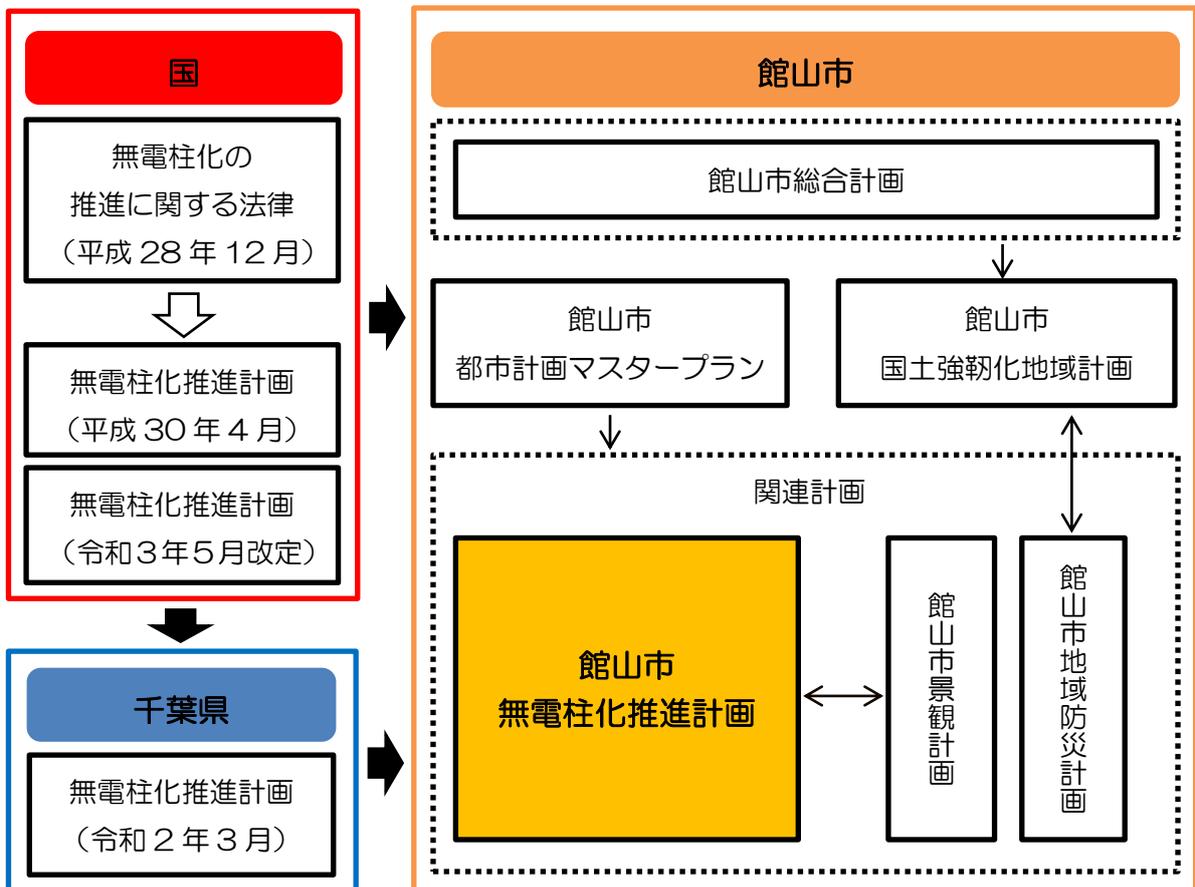
無電柱化には、「防災」、「交通安全」、「景観」の観点から次のようなメリットがあります。



3 計画の位置づけ

本計画は、「無電柱化の推進に関する法律第8条第2項」に基づき、国・千葉県が定める無電柱化推進計画を基本として、本市における無電柱化の基本的な方針、対象路線、目標、施策等を定めた計画です。

また、他の計画との関係を以下に示します。



4 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 館山市における無電柱化の現状

市内の無電柱化整備路線

区 分	路 線 名	場 所
国 道	一般国道127号	館山市内
市 道	市道1236号線 (夕映え通り)	館山市北条字南浜小松2901番地先 ～館山市北条字浜新田2966番地先
	市道3016号線 (鏡ヶ浦通り)	館山市北条字浜新田2976番地先 ～館山市八幡字小松原821番2地先

市内では、緊急輸送道路である一般国道127号の無電柱化が進められ、また、一部の市道では土地区画整理事業や街路事業により無電柱化が実施されてきました。

しかしながら、緊急輸送道路やその道路にアクセスする市道等については、無電柱化されていないことから整備の必要性の声が高まっています。



国道127号



国道127号



市道1236号線 (夕映え通り)



市道1236号線 (夕映え通り)



市道3016号線 (鏡ヶ浦通り)



市道3016号線 (鏡ヶ浦通り)

2) 今後の取り組み方針

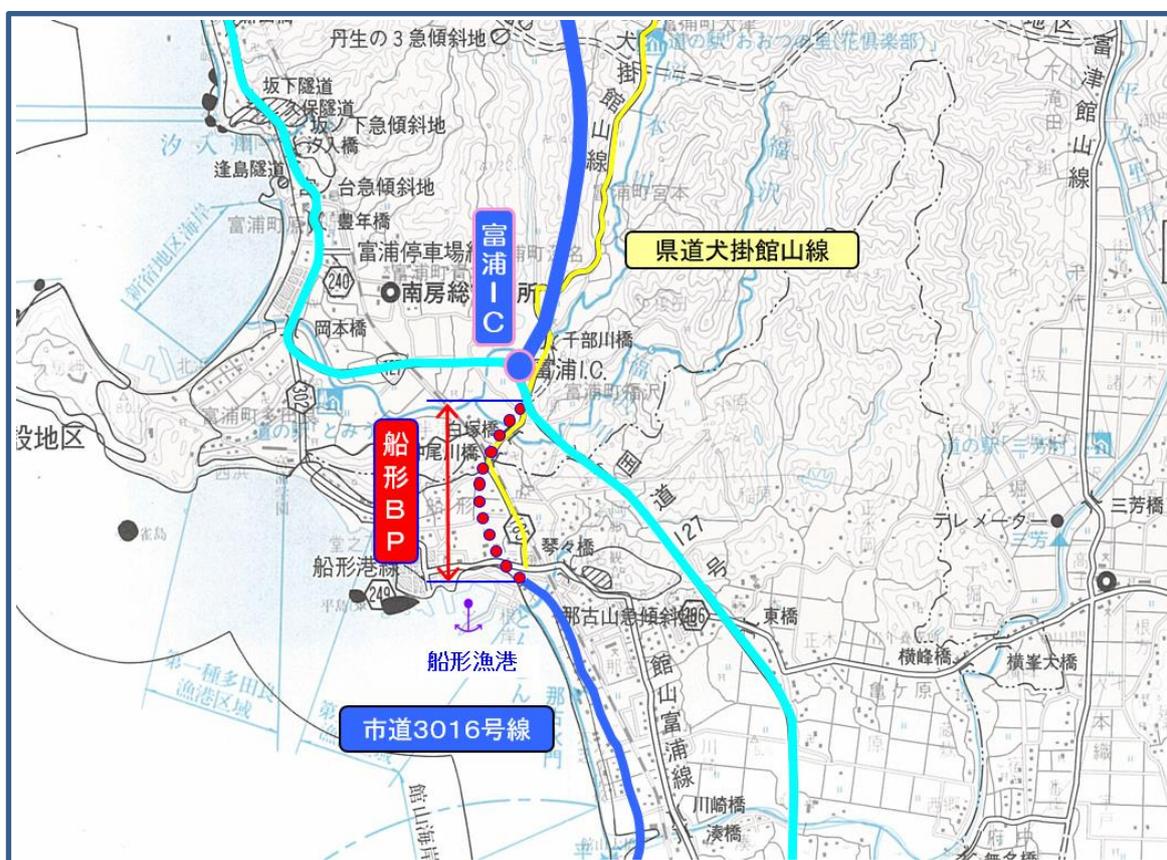
これまでの無電柱化は、土地区画整理事業や千葉県のパーク利用促進モデル事業に合わせ、海岸沿線の幹線道路を中心に、良好な景観の形成を図ることを主な目的として進めてきましたが、今後は、景観の向上に加え、防災や交通安全の観点からも、都市計画道路やバイパス道路、歩道整備等を行う路線について、無電柱化の必要性が認められる場合は、これらの事業に合わせて無電柱化を推進していきます。

また、館山市の管理する道路以外についても当該道路管理者に協力を要請し、市民と関係機関の理解、協力を得て、将来にわたって安全・安心で持続可能なまちづくりのため無電柱化を推進します。

現在の計画

区分	路線名	場所	備考
市道	市道3078号線 及び市道3079号線 (船形バイパス)	館山市船形字水口708番2地先 ～館山市川名字新町754番179地先	整備路線
県道	一般県道犬掛館山線 (船形バイパス)	南房総市富浦町福沢字杉原878番4地先 ～館山市船形字水口710番1地先	整備要請路線

本推進計画の無電柱化対象路線



5 無電柱化推進計画の期間

令和5年度（2023年度）～ 令和10年度（2028年度）までの6年間とします。

また、国や千葉県の動向及び社会経済情勢の変化や計画の実施状況に適切に対応するため、弾力的に見直しを行うこととします。

6 無電柱化の推進に関する目標

令和10年度までに、以下の路線の無電柱化を目標とします。

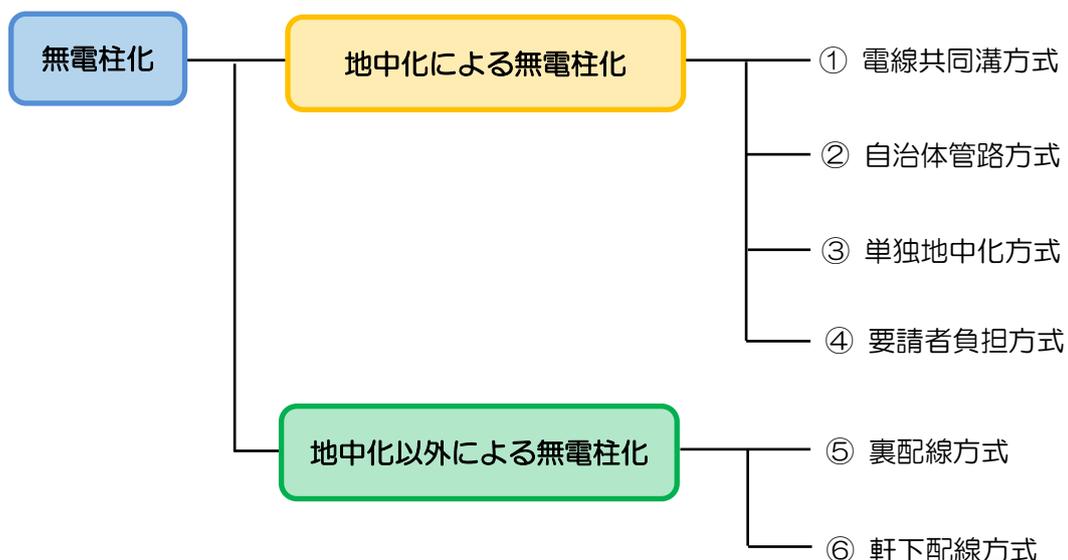
〔 市道3078号線及び市道3079号線
（船形バイパス） 〕

7 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 無電柱化の整備手法

「無電柱化に係るガイドライン」では、電線共同溝等の地中化による無電柱化を基本としています。しかし、整備箇所によっては電線共同溝に十分な歩道幅員が確保できない、または歩道が設置されていない等の理由により、電線共同溝等の地中化による無電柱化が困難な場合も想定されます。

そこで、無電柱化の整備は、地中化によるものと地中化以外によるものの2つの方式に大きく分けられています。



出典：国土交通省ホームページ

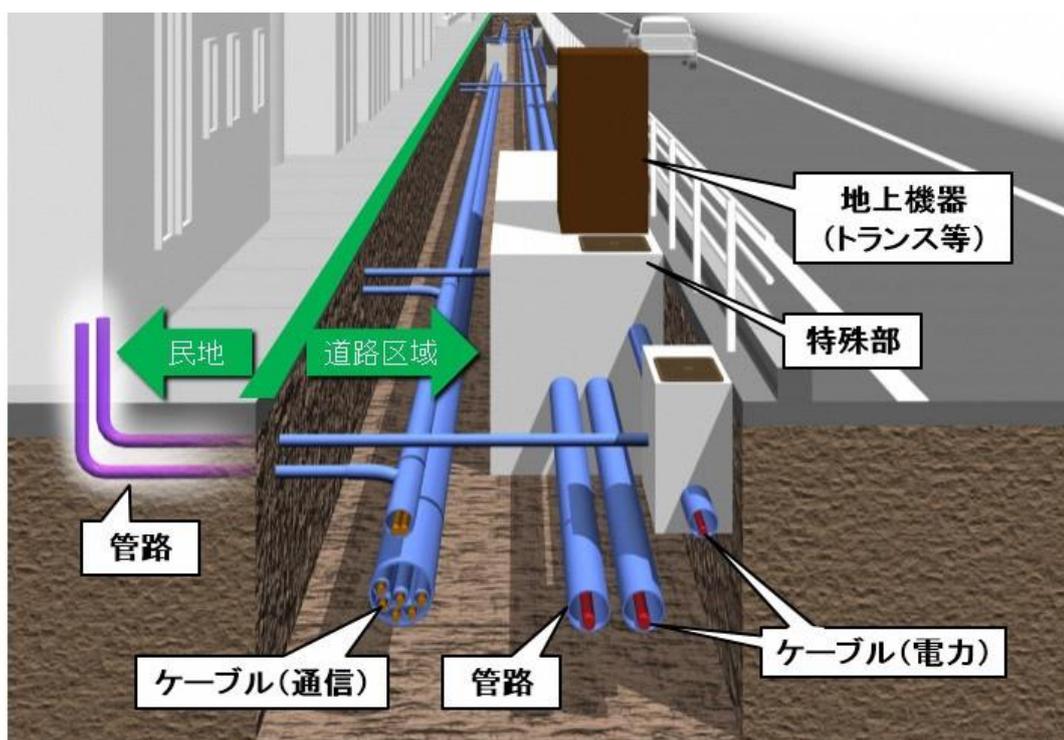
① 電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線、地上機器を整備する方式です。

本市が実施する無電柱化事業においては、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」により建設及び管理について法的整備がされ、かつ、国の補助制度がある「電線共同溝方式」を無電柱化の整備手法の基本とします。ただし、地域の実情に合わせて、その他の整備手法についても検討を行うこととします。

電線共同溝の整備に際しては道路及び沿道の利用状況等を踏まえ、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法（※2）である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式の採用も検討します。

電線共同溝方式（イメージ）

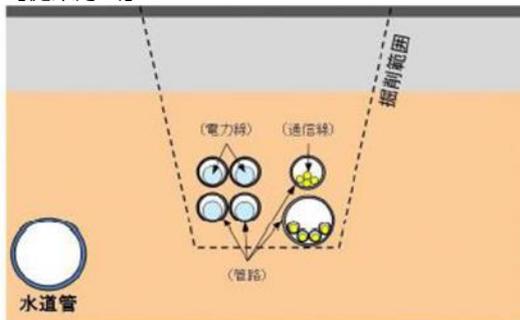


出典：国土交通省ホームページ

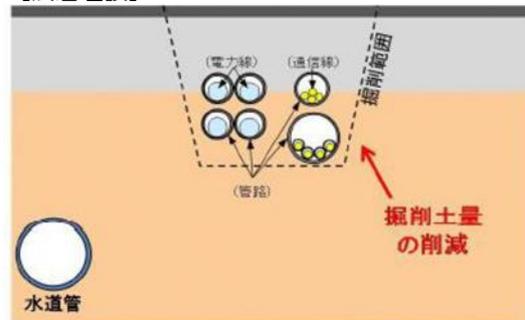
(※2) 低コスト工法とは

<p>管路の浅層埋設 (実用化済)</p>	<p>浅層埋設方式 (イメージ) 小型ボックス活用埋設 (実用化済)</p>	<p>直接埋設 (国交省等において 実証実験を実施)</p>
<p>現行より浅い位置に埋設</p>	<p>小型化したボックス内に ケーブルを埋設</p>	<p>ケーブルを地中に直接埋設</p>
		
<p>管路の事例 (国内)</p>	<p>小型ボックスの事例</p>	<p>直接埋設の事例 (京都)</p>

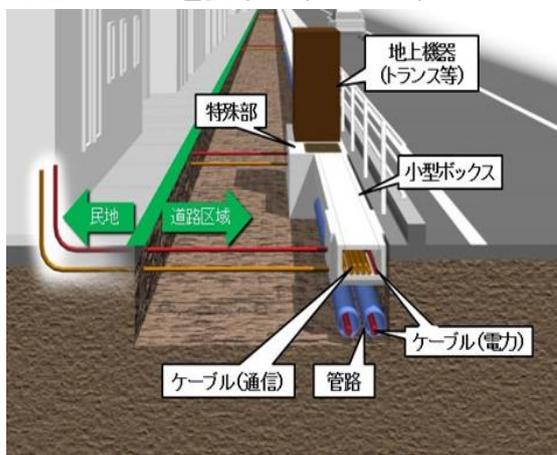
浅層埋設方式 (イメージ)
【従来方式】



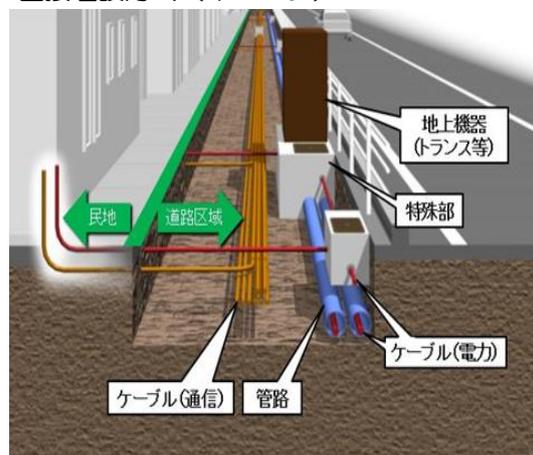
【浅層埋設】



小型ボックス埋設方式 (イメージ)



直接埋設方式 (イメージ)



出典：国土交通省ホームページ

② 自治体管路方式

地方公共団体が管路設備を敷設する手法で、管路に通すケーブルの整備や地上機器の設置については電線管理者が負担して行います。

構造は電線共同溝とほぼ同じ管路方式が中心であり、管路等は道路占用物件として地方公共団体が管理します。

③ 単独地中化方式

単独地中化方式は、管路・特殊部及びケーブル、地上機器について電線管理者が自らの費用で整備を行う手法で、管路等は電線管理者が道路占用物件として管理します。

本市においても、国や千葉県の動向を注視しつつ、電線管理者による単独地中化事業の情報共有に努め、単独地中化方式による無電柱化が実施される場合は、無電柱化の円滑な実現や地域住民との合意形成等に協力します。

④ 要請者負担方式

無電柱化の優先度が低いとされた箇所や、新規の宅地開発等に併せて無電柱化を行う場合に採用されます。原則として、整備費用の全額を要請者が負担します。

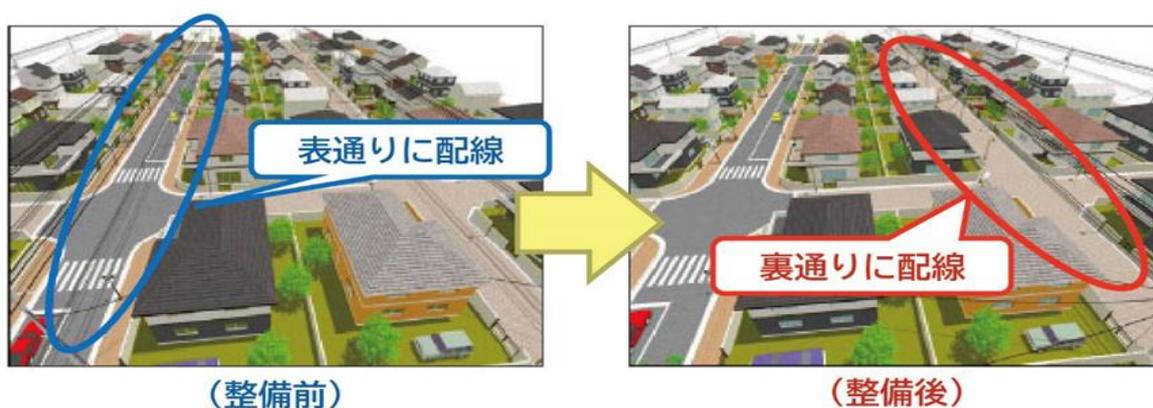
要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、無電柱化の円滑な実現や地域住民との合意形成等に協力します。

⑤ 裏配線方式

裏配線方式は無電柱化したい主要な通りの裏通り等に電線類を配置し、主要な通りの沿道の需要家への引込みを裏通りから行い、主要な通りを無電柱化する手法です。

電線を裏通りから敷地の上空を通して設置する必要があり、建物の建て替えや権利者の変更などへの対応が課題となっていることから、地域の合意や権利者の理解が得られる路線での検討を行います。

裏配線方式（イメージ）



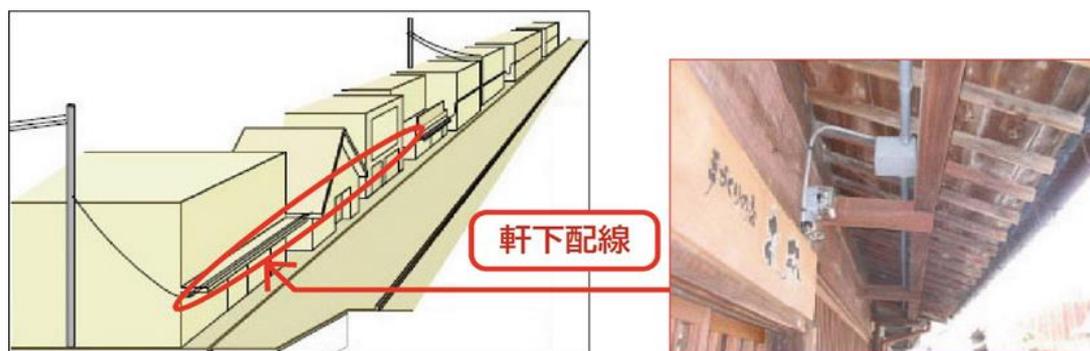
出典：国土交通省ホームページ

⑥ 軒下配線方式

軒下配線方式は、無電柱化したい通りの脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下または軒先に配置する手法です。

電線を建物の軒下や壁面を通して設置する必要があるため、建物の建て替えや権利者の変更などへの対応が課題となっていることから、地域の合意や権利者の理解が得られる路線での検討を行います。

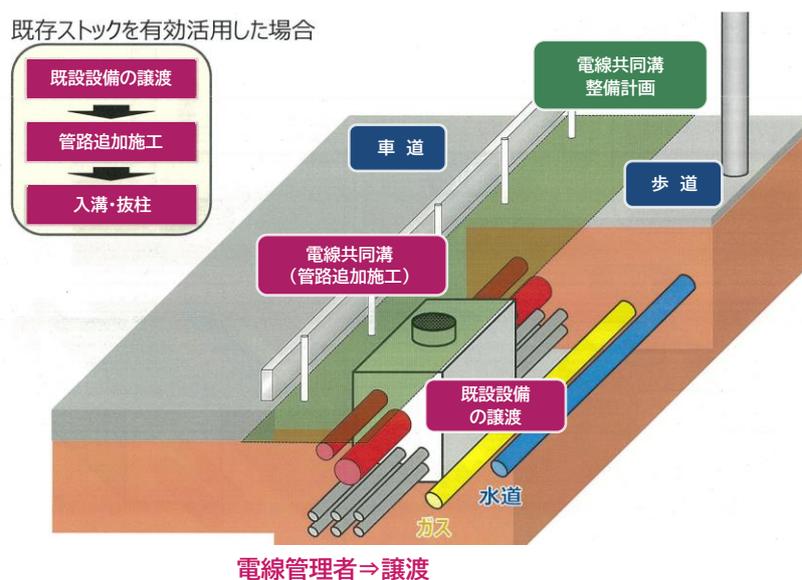
軒下配線方式（イメージ）



出典：国土交通省ホームページ

2) 既存ストックの利用

電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、当該施設管理者等と効率的な無電柱化を実現するための協議を行います。



既存ストック方式の活用イメージ

3) 占用制限制度の適切な運用

道路管理者は、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合、道路法 37 条に基づき、区域を指定して道路の占用を禁止又は制限することができます。

館山市の管理する道路が無電柱化計画路線等に位置づけられた場合には、国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、当該道路等においても必要に応じ実施の検討をします。

また、国において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国や千葉県の動向を踏まえ検討します。

4) 関係機関との連携強化

道路管理者、電線管理者、地方公共団体等からなる「千葉県無電柱化協議会」を活用し、無電柱化の対象区間の調整等、無電柱化の推進に係る調整を行います。

また、道路事業等を実施する際は、電線管理者が新設電柱の設置の抑制、既設電柱の撤去を行うことができるよう、事業に関する情報を適切に共有するとともに、電線類を収容する空間、地上機器の設置場所、工事の時期等について電線管理者との調整に努めます。

8. 無電柱化に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 無電柱化情報の共有

国、千葉県、千葉県無電柱化協議会、無電柱化を推進する市区町村長の会などと連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、本市の取り組みについて、国や他の地方公共団体、電線管理者との共有を図ります。

2) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深めるため、市の事業への取り組みについて周知することで、無電柱化の協力が得られるよう努めます。